

福島県広告事業基本要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福島県(以下「県」という。)が保有する県有財産等を活用し、広告事業を行うことに関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 県は、県有財産等を活用した積極的な広告事業により、県の新たな財源を確保し、民間企業等と協働して、県民サービスの向上及び地域経済の活性化の推進を図る。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告事業 民間企業等が行う広告等の媒体として県有財産等を活用することにより、広告料等の収入を得る事業、又は事務事業経費の縮減を図る事業であって、次に掲げるものをいう。

ア 広告の掲載

イ 広告物の掲出

ウ 事業協賛(式典、催事等を開催する場合において、当該式典、催事等に協賛する民間企業等の名称を冠し、又は当該民間企業等の広告を行うことをいう。)

エ ネーミングライツ(命名権)の売却

オ その他部局長等が必要と認める事業

(2) 県有財産等 県が保有し、又は保有する予定の財産(借用物を含む。)及び県が行い、又は行う予定の事務事業(経費を負担するものを含む。)をいう。

(3) 広告媒体 次に掲げる県有財産等であって、広告事業に活用するものをいう。

ア 印刷物

イ ウェブページ

ウ 土地、建物、車両、工作物等の財産

エ 式典、催事等

オ その他部局長等が必要と認める県有財産等

- (4) 部局長等 県有財産等の管理、保管、取得、実施等を所管する本庁の部局、教育庁、警察本部又は課室の長、若しくは出先機関の長であって、当該財産等に関する広告事業を所管するものをいう。

(広告の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
 - (4) 政治性又は宗教性のあるもの
 - (5) 社会問題その他についての主義又は主張にあたるもの
 - (6) 当該広告の内容について県が推奨しているかのように、県民の誤解を招くもの又はそのおそれがあるもの
 - (7) 個人の売名を図るもの
 - (8) 美観風致を害するおそれがあるもの
 - (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
 - (10) その他、広告媒体に掲載する広告として不相当であると県が認めるもの
- 2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別途定める。

(広告媒体の種類)

第5条 広告掲載を行う広告媒体の種類は、それぞれの部局長等が別途定める。

(広告の規格等)

第6条 広告の規格及び広告掲載位置等は、当該広告媒体ごとに部局長等が別途定める。

(広告募集方法等)

第7条 広告募集方法及び選定方法については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて、部局長等が別途定める。

(審査)

第8条 部局長等は各部局等が行う審査により広告の可否を決定し、その後に県有財産最適活用推進委員会(以下「推進委員会」という。)に結果を報告するものとする。

- 2 部局長等は、必要に応じて推進委員会に協議をすることができる。

3 推進委員長は、協議を受けた件について、疑義がある場合には推進委員会を開催し、審査を行うものとする。

(条例等の適合性)

第9条 部局長等は、広告事業を適当と認める場合、広告の実施が関係条例と適合するよう所要の改正を行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱の実施に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月2日から施行する。